

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

令和6年度決算

（歳入）

地方消費税交付金 734,897 千円
（うち社会保障財源化分 410,062 千円）

（歳出）

社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源		一般財源
			国県支出金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,060,270	738,431	10,901	310,938
	高齢者福祉事業	299,161	3,840	51,109	244,212
	児童福祉事業	1,448,505	392,364	34,657	1,021,484
	母子福祉事業	70,674	23,058	224	47,392
	生活保護事業	287,947	235,890	0	52,057
	その他	237,059	10,940	4,315	221,804
	小計	3,403,616	1,404,523	101,206	1,897,887
社会保険	国民健康保険事業	240,360	100,954	6,291	133,115
	介護保険事業	654,714	32,331	0	622,383
	後期高齢者医療事業	754,704	111,169	0	643,535
	小計	1,649,778	244,454	6,291	1,399,033
保健衛生	診療所事業	75,220	0	0	75,220
	予防対策事業	129,528	423	18,746	110,359
	健康増進事業	2,868	1,389	38	1,441
	その他	151,775	10,436	66,347	74,992
	小計	359,391	12,248	85,131	262,012
合計		5,412,785	1,661,225	192,628	3,558,932